

ヴィラ稻荷山デイサービスセンター

利用料金

<通所介護>

(1) 基本料金 (通常規模)

要介護度／基本単位		1割負担額		2割負担額		3割負担額	
要介護1 (1回あたり)	370単位	①	387円	①	774円	①	1,160円
	388単位	②	406円	②	811円	②	1,217円
	570単位	③	596円	③	1,192円	③	1,787円
	584単位	④	611円	④	1,221円	④	1,831円
	658単位	⑤	688円	⑤	1,376円	⑤	2,063円
要介護2 (1回あたり)	423単位	①	442円	①	884円	①	1,326円
	444単位	②	464円	②	928円	②	1,392円
	673単位	③	704円	③	1,407円	③	2,110円
	689単位	④	720円	④	1,440円	④	2,160円
	777単位	⑤	812円	⑤	1,624円	⑤	2,436円
要介護3 (1回あたり)	479単位	①	501円	①	1,001円	①	1,502円
	502単位	②	525円	②	1,049円	②	1,574円
	777単位	③	812円	③	1,624円	③	2,436円
	796単位	④	832円	④	1,664円	④	2,496円
	900単位	⑤	941円	⑤	1,881円	⑤	2,822円
要介護4 (1回あたり)	533単位	①	557円	①	1,114円	①	1,671円
	560単位	②	586円	②	1,171円	②	1,756円
	880単位	③	920円	③	1,840円	③	2,759円
	901単位	④	942円	④	1,883円	④	2,825円
	1,023単位	⑤	1,069円	⑤	2,138円	⑤	3,207円
要介護5 (1回あたり)	588位	①	615円	①	1,229円	①	1,844円
	617単位	②	645円	②	1,290円	②	1,935円
	984単位	③	1,029円	③	2,057円	③	3,085円
	1,008単位	④	1,054円	④	2,107円	④	3,160円
	1,148単位	⑤	1,200円	⑤	2,400円	⑤	3,600円

※1 通所介護利用者の金額は1回あたりの単位数に地域単価(10,45円)を乗じて計算しております。

※2 ○数字は居宅サービス計画に基づく通所介護の利用時間です。

- ① 3時間以上4時間未満(心身の状況から長時間利用できないなどの場合)
- ② 4時間以上5時間未満

- ③ 5時間以上6時間未満
- ④ 6時間以上7時間未満
- ⑤ 7時間以上8時間未満

(2) 各種加算料金

加算名	1割負担額	2割負担額	3割負担額	備考
入浴介助加算Ⅰ (1日 40単位)	42円	84円	125円	デイサービスにて入浴介助を行った場合に算定します。ここでいう介助には、自立支援のために直接的な介助を行わず、見守りや声掛けでの介助も含まれます。また、体調不良等により入浴されなかった場合は算定しません。
入浴介助加算Ⅱ (1日 55単位)	58円	115円	172円	家族や訪問介護員の援助で自宅での入浴が可能になることを目的とし、医師、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員等が自宅を訪問した上で、入浴環境と身体機能を評価し、協働して入浴に関する個別の計画を作成し、その計画に沿ってデイサービスでの入浴を実施した場合に算定します。
個別機能訓練加算Ⅰイ (1日 56単位)	59円	117円	176円	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置した上で、機能訓練指導員等が共同で利用者の生活機能向上に資するように利用者ごとの心身状況を重視した「個別機能訓練計画」を作成し、その内容に基づいて機能訓練(リハビリ体操など)を実施した場合に算定します。
個別機能訓練加算Ⅰロ (1日 76単位)	80円	159円	239円	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等1名に加えて、サービス提供時間を通じてさらに1名以上配置した上で、機能訓練指導員等が共同で利用者の生活機能向上に資するように利用者ごとの心身状況を重視した「個別機能訓練計画」を作成し、その内容に基づいて機能訓練(リハビリ体操など)を実施した場合に算定します。

個別機能訓練加算Ⅱ (1月 20単位)	21円	42円	63円	個別機能訓練計画における「ADL」「IADL」「起居動作」「健康状態」「個別機能訓練の目標」「個別機能訓練の内容」等を、厚生労働省所管の科学的介護情報システム(LIFE)に提出し、個別機能訓練計画の作成・実施・評価・改善の一連のサイクルにつなげる管理を行った際に算定します。
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) (1日 22単位)	23円	46円	69円	より専門的な介護を行える体制として、事業所の介護職員のうち介護福祉士の占める割合が常勤換算で70%以上である場合に算定します。
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) (1日 18単位)	19円	38円	59円	より専門的な介護を行える体制として、事業所の介護職員のうち介護福祉士の占める割合が常勤換算で50%以上である場合に算定します。
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) (1日 6単位)	6円	13円	19円	より専門的な介護を行える体制として、事業所の介護職員のうち介護福祉士の占める割合が常勤換算で40%以上である場合に算定します。
科学的介護推進体制加算 (1月 40単位)	42円	84円	125円	利用者全員を対象として、利用者ごとの心身の状況等やケアの内容、リハビリテーション等のデータを厚生労働省へ提出し、厚生労働省からのフィードバックを活用しつつケアの質向上を図る取組みを実施している場合に算定します。
若年性認知症利用者受入加算 (1日 60単位)	63円	125円	188円	若年性認知症利用者に対してサービス提供を行った場合に算定します。
認知症加算 (1日 60単位)	63円	125円	188円	看護職員又は介護職員の員数に加え、看護又は介護職員を常勤換算方法で2名以上確保している場合で、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が占める割合が20%、また指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修等を修了した者を1名以上配置した場合に算定します。

	中重度者ケア体制加算 (1日 45単位)	48円	97円	141円	看護職員又は介護職員の員数に加え、看護又は介護職員を常勤換算方法で2名以上確保している場合で、要介護3以上の利用者が占める割合が30%以上、また指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置した場合に算定します。
	栄養アセスメント加算 (1月 50単位)	52円	105円	157円	栄養改善が必要な利用者を対象とします。、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出した場合に算定します。
A D L 維 持 等 加 算	ADL維持等加算 (I) (1月30単位)	31円	63円	94円	厚生労働省所管の科学的介護情報システム (LIFE) に提出する令和3年度以降の評価をもとに、自立支援・重度化防止の観点から、ADL (日常生活動作) の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合に算定します。 厚生労働省が定める基準 (ADL利得値) に照らし、改善率が高い場合はIIを、低い場合はIを算定します。
	ADL維持等加算 (II) (1月60単位)	63円	125円	188円	
	ADL維持等加算 (III) (1月3単位)	3円	6円	9円	
	送迎未実施減算 (-47単位/片道)	-49円	-98円	-147円	送迎を行わない場合は (約50円/片道) 減額します。
	介護職員処遇改善加算 (I) *	1月につき所定の単位× <u>5.9%</u>			国が定める基準に適合し、介護職員の処遇改善等を実施しているものとして、所定単位数 (基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位) に59/1000を乗じた単位数を加算します。
	介護職員等特定処遇改善加算 (I)	1月につき所定の単位× <u>1.2%</u>			上記「介護職員処遇改善加算I」同様に、所定単位数 (基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位) に12/1000を乗じた単位数を加算します。

介護職員等ベースアップ等支援加算	1月につき所定の単位× <u>1.1%</u>	上記「介護職員等特定処遇改善加算」同様に、所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位）に1/1000を乗じた単位数を加算します。
------------------	-------------------------	--

*介護職員処遇改善加算（Ⅰ）は令和6年6月1日以降 9.2%に改定となります。

<介護予防型デイサービス>

(1) 基本料金

介護予防型デイサービス		基本単位	1割負担額	2割負担額	3割負担額
事業対象者の週1回程度利用 (1月あたり)	入浴あり	1,798単位	1,879円	3,758円	5,637円
	入浴なし	1,598単位	1,670円	3,340円	5,010円
事業対象者の週2回程度利用 (1月あたり)	入浴あり	3,621単位	3,784円	7,568円	11,352円
	入浴なし	3,221単位	3,366円	6,732円	10,098円

※1 日常生活支援総合事業対象者のご利用者の利用料金は1月あたりの単位数に地域単価（10.45円）を乗じて計算しております。

(2) 各種加算料金

加算名		1割負担額	2割負担額	3割負担額	備考
若年性認知症利用者受入加算 (1月 240単位)		251円	502円	753円	若年性認知症利用者を受け入れた場合に加算します。
送迎未実施減算 (-47単位/片道)		-49円	-98円	-147円	送迎を行わない場合は片道単位で減額します。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 週1回(88単位) 週2回(176単位)	要支援1	92円	184円	276円	より専門的な介護を行える体制として、事業所の介護職員のうち介護福祉士の占める割合が常勤換算で70%以上である場合に算定します。
	要支援2	184円	368円	552円	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 週1回(72単位) 週2回(144単位)	要支援1	76円	151円	226円	より専門的な介護を行える体制として、事業所の介護職員のうち介護福祉士の占める割合が常勤換算で50%以上である場合に算定します。
	要支援2	151円	301円	452円	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 週1回(24単位) 週2回(48単位)	要支援1	25円	50円	75円	より専門的な介護を行える体制として、事業所の介護職員のうち介護福祉士の占める割合が常勤換算で40%以上である場合に算定します。
	要支援2	50円	100円	151円	
科学的介護推進体制加算 (1月 40単位)		42円	84円	125円	利用者全員を対象として、利用者ごとの心身の状況等やケアの内容、リハビリテーシ

				<p>ン等のデータを厚生労働省へ提出し、厚生労働省からのフィードバックを活用しつつケアの質向上を図る取組みを実施している場合に算定します。</p>
<p>栄養アセスメント加算 (1月 50単位)</p>	52円	105円	157円	<p>栄養改善が必要な利用者を対象とします。、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出した場合に算定します。</p>
<p>介護職員処遇改善加算 (I)</p>	1月につき所定の単位×5.9%			<p>国が定める基準に適合し、介護職員の処遇改善等を実施しているものとして、所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位）に59/1000を乗じた単位数を加算します。</p>
<p>介護職員等特定処遇改善加算 (I)</p>	1月につき所定の単位×1.2%			<p>上記「介護職員処遇改善加算I」同様に、所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位）に12/1000を乗じた単位数を加算します</p>
<p>介護職員等ベースアップ等支援加算</p>	1月につき所定の単位×1.1%			<p>上記「介護職員等特定処遇改善加算」同様に、所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位）に11/1000を乗じた単位数を加算します。</p>

*介護職員処遇改善加算 (I) は令和6年6月1日以降 9.2%に改定となります。

<注意事項>

- ※1 通所介護の料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ※2 介護保険サービスにおいて、法律等により定められた利用限度額を超えたサービス利用に係る利用料金は、当事業者が別に設定したものとなり、全額が利用者の自己負担となります。（ご利用の際は必ずご相談ください。）
- ※3 利用者が保険料を滞納されているなどの理由により、当事業所に対して介護保険サービスに係る給付等が行われない場合、1箇月につき料金表の利用料金全額（10割負担）をお支払い頂きます。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。還付手続き等につきましてはご利用者で行ってください。

<介護保険対象外の費用（通所介護・介護予防型デイサービス共通）>

(1) 食事の提供に要する費用

食事サービスを受ける方は、食費1日あたり660円が必要となります。

(2) おやつ代

おやつを希望される方は、おやつ代1日あたり110円が必要となります。

(3) おむつ代

おむつを使用される方は、おむつ代として尿取りパット30円、リハビリパンツ120円、フラットタイプ50円、テープ止め150円の実費がそれぞれ1枚あたり必要となります。

(4) レクリエーションや行事の材料費

行事等、利用者の希望によるレクリエーションに参加する場合の費用は実費が必要となります。

(5) 写しの交付に伴い必要となる費用

写しの交付は1枚あたり20円が必要となります。

(6) キャンセル料

利用予定日の前日までに連絡があった場合	無 料
利用予定日の前日までに連絡がなかった場合	食事代(660円)及び おやつ代(110円)相当

<利用料等のお支払方法>

毎月、10日前後までに前月分の請求をいたしますので、以下の方法によりお支払いください(口座引き落としの場合は、27日にお引き落としいたします)。

なお、入金確認(お支払い)後、領収証を発行します。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	請求書記載の口座にお振込みください。
口座引き落とし	毎月27日(非営業日の場合は翌営業日)に指定口座より引き落としさせていただきます。
現金払い	当事業所の窓口にて、お支払いください。